

4 農水産業協同組合は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

5 行政庁は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした農水産業協同組合が第二項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第十條に次の三項を加える。

3 農水産業協同組合は、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに別紙様式第二号により作成した法第八條第一項に規定する事項を記載した書面(第十二條において「報告書」という。)の提出をすることができない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 農水産業協同組合は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

5 行政庁は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした農水産業協同組合が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第十二條の見出しを、「提出の経由」に改め、同条中「法第八條第一項の規定による報告」を「報告書その他この命令に規定する書面」に、行つときは「を提出する場合において」に、「財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長がある場合にあつては」を「財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは」に、「報告を行わなければならない」を「提出しなければならない」に改める。

第十二條の次に次の一條を加える。

(標準処理期間)

第十三條 行政庁は、この命令の規定による承認に関する申請がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則第二項中「を含む」の下に、「以下同じ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

(東日本大震災に伴う対応措置等に関する説明書類の作成及び行政庁への報告に係る特例)

3 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により法第七條第一項の規定による説明書類の作成若しくは法第八條第一項の規定による報告に支障が生じ、又は法第四條第一項若しくは第五條第一項の規定による申込みをした中小企業者(法第四條第一項に規定する中小企業者をいう。)(若しくは住宅資金借入者(法第二條第三項に規定する住宅資金借入者をいう。))と連絡を取ることが困難である場合には、別紙様式第一号第五及び第六記載上の注意2並びに別紙様式第二号第五及び第六記載上の注意2中「記載すること」のあるものを「記載すること。ただし、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の記載上の注意9において同じ。」により、別表の各欄に記載するために必要な書類の減収その他のやむを得ない理由のため、製菓類及び製糖類の把握が困難な場合には、可能な範囲で記載することができる。この場合には、その旨及びその理由を注記すること。」「別紙様式第一号第五及び第六記載上の注意9並びに別紙様式第二号第五及び第六記載上の注意9中「除く。」とあるものを「除く。また、債務者から貸付けの条件の変更等の申込みを貸付けた後、東日本大震災により、債務者と連絡を取ることが困難である場合その他やむを得ない理由のため、貸付けの条件の変更等の審査について、追加的な期間が必要となる場合においては、その旨並びにその額及び件数を注記の上、当該債務者に係るものを除くことができる。」「と改める。

(農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令(一部改正))

第二條 農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令(平成二十三年内閣府令第二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により、同項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十三年四月一日前の各期間に係る法第七條第一項の規定による説明書類の作成又は法第八條第一項の規定による報告(以下この項において「平成二十三年四月一日前の各期間に係る説明書類の作成又は報告」という。)を行うことに支障が生じた農水産業協同組合(法第二條第一項第八号から第十四号までに掲げる者をいう。)(この命令による改正後の農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令別紙様式第一号又は第二号の例により平成二十三年四月一日前の各期間に係る説明書類の作成又は報告をすることができず、この場合においては、その理由をこれらの様式に注記しなければならない。)

附則

(施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この命令の施行の際現に東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により平成二十三年四月一日前の各期間に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下この項において「法」という。)第七條第一項に規定する説明書類(同条第二項の規定により作成される電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。)(を含む。))の縦覧を開始していない農水産業協同組合(法第二條第一項第八号から第十四号までに掲げる者をいう。以下この項において同じ。)(又は当該各期間に係る法第八條第一項の規定による報告を行っていない農水産業協同組合は、この命令の施行の日から同年六月三十日までの間は、それぞれ第一條の規定による改正後の農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令第七條第三項又は第十條第三項の規定による承認を受けたものとみなす。

省 令

○文部科学省令第二十一号

著作権法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十三号)の一部の施行に伴い、及び著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第十三條第一項の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

文部科学大臣 高木 義明

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則(昭和四十五年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五條―第八條」を「第五條・第六條」に、「第八條の二・第八條の三」を「第七條・第八條」に、「第九條」を「第十八條の四」に、「第三節 著作権登録原簿等の閲覧手続等(第二十條・第二十一條)」を「第三節 登録事項記載書類の交付手続等(第十九條・第二十條)」に、「第二十二條・第二十二條の二」を「第二十一條・第二十二條」に、「第二十二條の三・第二十二條の四」を「第二十二條の二・第二十二條の三」に改める。

第二條の二第二項第一号中「法」を「著作権法(以下「法」という。))」に改める。